

【資料8－1 N L Pの日米両国政府了解事項】

平.14.2.4
防衛施設庁

N L Pの日米両国政府了解事項

- 1 合衆国政府は、引き続きできる限り多くのN L Pを硫黄島で実施する。
- 2 合衆国政府が本土の飛行場においてN L Pを実施しなければならない場合においては、合衆国政府は、従来 of 慣行を継続し、できるだけ早く日本政府に通知するとともに、騒音・環境等の面に最大限配慮する。

以上